

公益財団法人鹿児島県柔道会造士館管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、公益財団法人鹿児島県柔道会定款第3条の規定に基づき、造士館の管理について必要な事項を定めるものとする。

(使用許可等)

第2条 造士館の各施設(道場・会議室)を使用しようとする者は、公益財団法人鹿児島県柔道会(以下「柔道会」という。)の許可を受けなければならない。

許可を受けた者が許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

- 2 柔道会は前項の許可(以下「使用許可」という。)をするにあたり、必要な条件を付すものとする。
- 3 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は施設の使用を中止、又は終了したときは、直ちにその趣旨を柔道会に届け出なければならない。
- 4 柔道会は、次の各号の一に該当するときは、使用許可を与えないものとする。
 - (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
 - (2) 公益を害するおそれがあると認められるとき。
 - (3) 施設を損するおそれがあると認められるとき。
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、施設の管理上支障があると認められるとき。

(使用許可の取り消し等)

第3条 柔道会は、次の各号の一に該当するときは、使用許可の全部若しくは一部を取り消し、又は使用の中止を命ずるものとする。

- (1) 使用者が使用許可された内容又は使用許可に付された条件に違反したとき。
 - (2) 使用者がこの規則の規定に違反したとき。
 - (3) 使用者が不正の手段によって使用許可を受けたとき。
 - (4) 公益上特に必要があるとき。
 - (5) 前条第4号各号の一に該当するとき。
- 2 前項の規定により、柔道会が使用許可の全部若しくは一部を取り消し、又は使用の中止を命じた場合において、使用者に損害が生じても、柔道会はその賠償の責めを負わないものとする。

(使用料)

第4条 施設の使用については、柔道の普及振興のため使用料は徴収しない。

第5条 使用者は、施設をき損し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

附 則

この規則は、平成23年4月15日から実施する。

附 則

この規則は、令和3年8月3日から実施する。